



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成 27年5月14日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 幸地光彦

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

ストレスチェック制度にかかる マニュアル等が示されました

～平成27年12月1日から開始です～

平成27年12月1日から適用される改正労働安全衛生法の「ストレスチェック制度」について以下のとおり関係マニュアル等が示されました。

今後、指針等も示される予定ですので引き続き情報提供に努めますので、順調な実施に向けて内容のご確認により、ご理解を深めていただきますよう各事業主・労働者の皆様をお願いいたします。

厚生労働省関連ページ(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei12/)

↓ 今回示された各資料

別添1 マニュアル

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei12/pdf/150507-1.pdf)

別添2 Q&A(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei12/pdf/150507-2.pdf)

別添3 説明会資料

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei12/pdf/150422-1.pdf)